

第18 急速充電設備（第11条の2）

本条は、電気自動車等に短時間で充電を行う急速充電設備について、使用者の安全を確保するために、使用の際の電気事故及び電気火災を予防するのに必要な事項を規定したものである。

1 第1項

本条の適用を受ける「急速充電設備」とは、電気を設備内部で変圧して、電気を動力源とする自動車等に充電する設備で、そのうち全出力が20kW以下のもの及び全出力が200kWを超えるものについては規制の対象外としている。全出力が20kW以下のものについては、本条の施行以前に急速充電設備に適用していた「変電設備」の基準と同様に除外したものであり、全出力が200kWを超えるものについては、現在のところその安全性について確認がされていないため、本条の規制対象ではなく、従前同様に変電設備の規制を適用するものである。

2 第1項第2号

「筐体」とは、機械、電気機器を中に収めた箱のことをいい、外枠を含めた外装をいう。

3 第1項第4号から10号

- (1) 第4号中「雨水等の浸入防止の措置」とは、筐体が日本産業規格（JIS C 0920「電気機械器具の外郭による保護等級」）に規定するIP33以上の保護等級であること。
- (2) 急速充電設備は、一般利用者が直接操作する製品としては、これまでにない大容量の電気製品であるため、感電事故から人体を保護する必要があることから、安全基準としての規定を設けている。
- (3) 第10号中「異常な高温」とは、過電流等による発熱を温度センサーが検知し、急速充電設備が充電を停止する温度のこと。

4 第1項第12号

「自動車等の衝突を防止するための措置」とは、車両等の進入・退出方向に対し急速充電設備からの緩衝空間が確保されるよう、ガードポール又は高さ150mm以上のアイランドを設置するものなどがある。なお、必ずしも急速充電設備をアイランド上に設置することを要するものではない。

また、「樹脂製ポール」や「鉄製パイプ」のほか、「車止め」等が含まれる。

第18 急速充電設備（第11条の2）

これらの措置については、使用又は点検の妨げにならないように設けること。

4 第1項第12号

「自動車等の衝突を防止する措置」とは、

5 第1項第16号

「蓄電池を内蔵している」とは、急速充電設備の筐体内に蓄電池が収納されているものを指す。

なお、内蔵している蓄電池の定格容量と電槽数の積の合計が4,800Ah・セル以上であっても、第13条の規程は適用しない。

6 第1項第18号

「油ぼろ」とは、点検、清掃等の際に機械類の油や汚れをふき取った布のことをいう。

7 第2項

標識については、うるま市火災予防条例施行規則第2条において定められているが、ここでいう「急速充電設備である旨の表示」とは、「急速充電設備」の他「急速充電器」等も含まれる。